

松戸市市民活動助成制度

平成 26 年度 募集要領



【応募受付期間】 平成 25 年 9 月 2 日（月）～ 9 月 30 日（月）

【お問合せ】 松戸市役所 市民自治課 Tel 047-366-7062

平成 25 年 4 月 1 日

目 次

	ページ
1. 市民活動助成制度の趣旨	1
2. 申請者の要件	1
3. 対象事業	2
4. 助成金額について	2
5. 事業への応募方法について	4
6. 市民活動助成事業の選考方法について	5
7. 採択の決定	6
8. 採択後のスケジュールについて	6
9. 事業の流れ・スケジュール	7
10. 市民活動助成事業に関するQ&A	8
11. 事業企画書の記入例	9
12. 平成25年度市民活動助成事業(参考)	15
松戸市協働のまちづくり基金	16

1. 市民活動助成制度の趣旨

【市民活動助成制度とは】

新たな市民活動を立ち上げるため、又は、既存の活動をさらに発展させるための事業に要する一時的な資金を助成することで、市民活動の活性化を図り、豊かで活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とします。なお、この助成金は市民との協働により積み立てられる「松戸市協働のまちづくり基金」(注1)を原資としています。

(注1) 松戸市協働のまちづくり基金

この基金は、市民、市民活動団体、事業者の皆様から寄せられた寄附金及びその同額を市費で積み立てるマッチングギフト方式を取り入れた基金です。(16ページ参照)

2. 対象者の要件

助成事業に申請できる方は、次に掲げる要件を満たす市民活動団体(注2)です。

- (1) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 団体の運営に関する規約、会則を定めていること。
- (4) 適切な会計処理が行われていること。

(注2) 市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- ① 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ③ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3. 対象事業 (実施期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日)

申請できる事業は、団体が行う公益性の高い市民活動のうち、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 団体が新たに行う事業又は既存の事業を拡大若しくは発展させる事業であること。
- (2) 団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- (3) 助成金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。
- (4) 本助成金を過去に2回以上受けた事業でないこと。

※ なお、本市の他制度で財政的支援を受ける事業は対象となりません。

4. 助成金額について

(1) 対象経費

事業に要する経費のうち、助成金交付の対象となる経費は次のとおりです。

予算科目 (案)	対象となる経費 (例)	備考
報償費	・ 報償費、謝礼金など (例：講演会の講師謝礼、指導に対する謝礼、アドバイザー謝礼、保育士謝礼など)	* 団体の構成員が講師を務める場合の講師謝礼は対象となりません。
消耗品費	・ 消耗品類 (例：各種事務用紙、封筒、ボールペン、鉛筆、消しゴムなどの文具類、プリンターインク、消毒剤、塗料 など) ・ 講座、イベントにおける実習等で必要となる材料費等 (例：科学実験のための材料代、料理教室開催の際の材料代など)	

予算科目	対象となる経費（例）	備考
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント・講座を実施するために必要と認められる食糧費。 （例：ワークショップ参加者のためのお茶菓子、講師の水代 など） 	*団体の構成員が飲食するものは対象となりません。
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な印刷製本代。コピー代など。 （例：文書、冊子・パンフレット類、ポスター・チラシ等のコピー代、外部業者への印刷代など） 	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・物品作成や専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託した費用など 	*事業をそのまま外部に委託することは禁止します。
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料、機材賃借料 など （例：市民センター使用料、音響機材のレンタル代、プロジェクター、スクリーン等機材のレンタル代 など） 	*団体が打合せに使用する場合は会場の使用料は対象となりません。
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために必要な通信費など。 （例：切手代、はがき代、宅配便代など） 	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント行事保険、検査費用など。 （例：行事保険料、検便費用、など） 	*ボランティア活動保険は対象となりません。
その他事業に要する直接経費のうち、市長が必要と認めるもの	市民自治課と協議の上、対象経費とどうか決定します。	

※燃料費については、団体の構成員が直接使用する暖房等の灯油代は認められません。また、移動のために自動車に給油するガソリン代は対象となりません。

※備品については、原則対象とはなりません。（備品に該当するものについては、市民自治課へご相談下さい。）事業を実施する上で、不可欠な場合は、市民自治課と協議して下さい。

※対象経費、対象外経費についてのご相談は、市民自治課へお問い合わせ下さい。

（２）助成金の額

- ① 対象となる経費の90%以内であること。
- ② 1事業あたり10万円以内であること。
- ③ 市民活動団体が調達する自己資金（対象経費の10%以上）を確保すること。

5. 事業への応募方法について

（１）受付期間

平成25年9月2日（月）～9月30日（月）

（２）提出書類

下記について、各1部を提出のこと。

- ①事業企画書
 - ②団体概要調書
 - ③事業計画書
 - ④事業の予算計画書
 - ⑤団体の規約・会則
 - ⑥役員名簿、構成員名簿
 - ⑦今年度予算書、前年度決算書
- 各団体において作成しているものをご提出下さい。

※団体等の活動実績など参考資料を添付する場合には、9部提出してください。

※申請書は個人情報を除き公開します。

※①～④の様式は、松戸市公式ホームページからもダウンロードできます。

ホームページ <http://www.city.matsudo.chiba.jp>

くらしの情報 → ■分野別から探す（市民活動）→協働のまちづくり

提出先・問い合わせ先

松戸市役所 市民部 市民自治課

〒271-8588 松戸市根本387-5 (松戸市役所 本館3階)

(電話) 047-366-7062

(FAX) 047-704-4009

(メール) mckyoudou@city.matsudo.chiba.jp

6. 市民活動助成事業の選考方法について

市民・学識経験者等で構成される松戸市協働のまちづくり協議会（以下、「協議会」という。）が、市民活動助成事業の選考のために審査会を開催し、審査を行ないます。

(1) 公開プレゼンテーション・本審査

事業企画書について、下記のとおり審査が行なわれます。

①公開プレゼンテーション

プレゼンテーションは公開で行ないます。審査員に対し、事業企画書に基づき、申請者が事業の説明を行うとともに、審査員からの質疑を受けるなど、双方向の議論が展開されます。

②本審査

公開プレゼンテーション終了後、直ちに本審査を行います。

本審査は、各項目毎に採点され、一定の基準点を越えた事業について「採択」となります。

なお、採択結果につきましては、協議会から市長に答申します。

【審査結果】

①事業の採択の可否及び付帯意見、点数による採択優先順位

②助成金額の査定

(注3) 審査基準

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ・先見性・独創性 | 課題の設定、事業手段に新たな着想や創意工夫があるか。 |
| ・活動の有効性 | 市民の利益につながる事業成果が期待できるか。 |
| ・助成の必要性 | 助成する必要性、妥当性、課題解決の緊急性、重要性が高いか。 |
| ・助成の適格性 | 協働の基本理念に則り、団体の自立性の確保等が担保されるか。 |
| ・活動の将来性 | 助成終了後の自立化、将来展望が明確になっているか。 |
| ・手段の効率性 | 事業費の見積り及び助成金額が適切か。 |
| ・実現可能性 | 自己資金の確保や実施手段が実現可能な内容であるか。 |

7. 採択の決定

市長は、協議会からの答申を尊重し、市として翌年度の市民活動助成事業の採択を決定するとともに、助成金の総額について、翌年度の予算編成手続きに入ります。

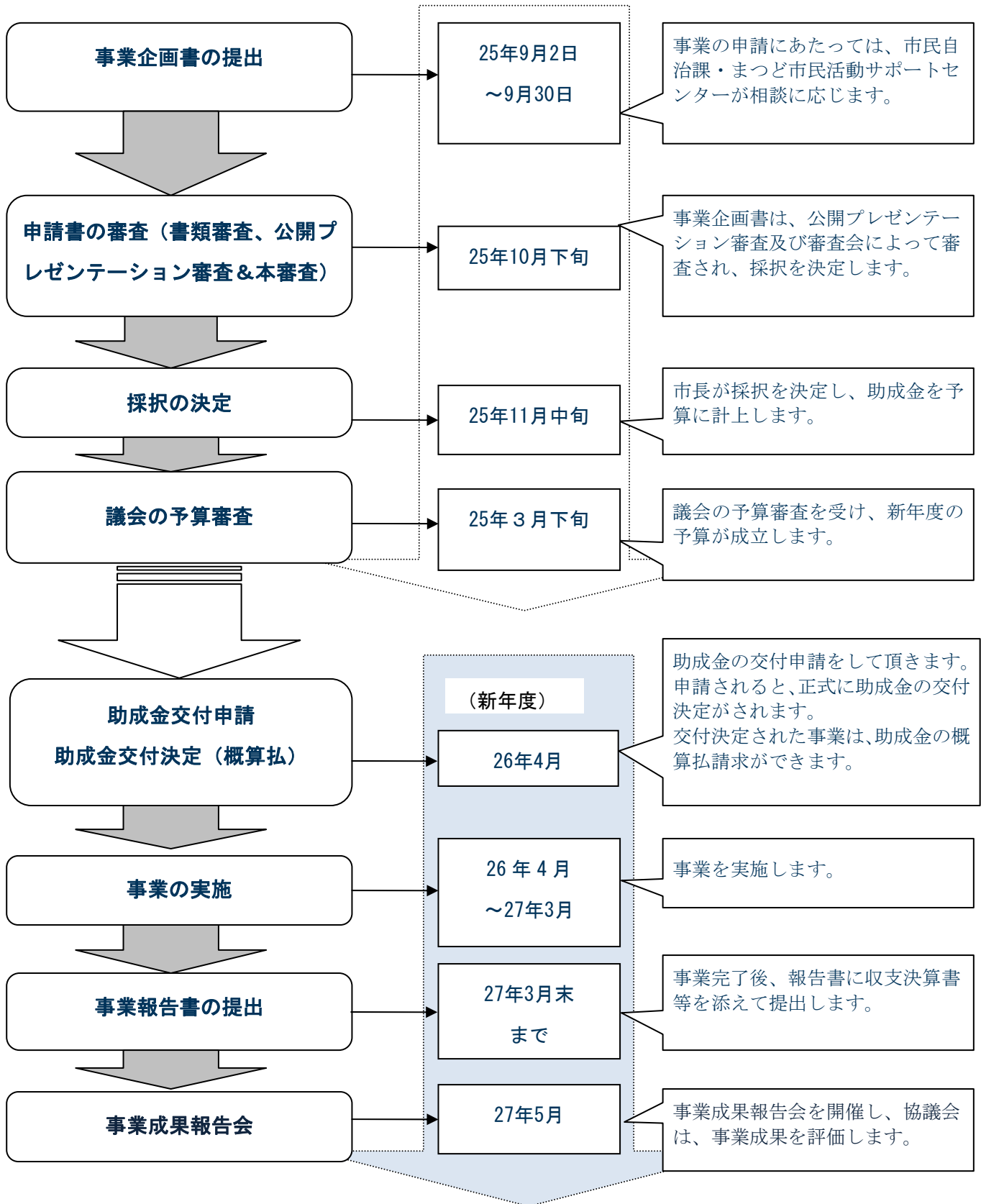
8. 採択後のスケジュールについて

3月末に新年度予算が成立した後、市民活動助成金の予算（予定額）の範囲内において、採択の順位の高い方から順に助成する事業を決定します。平成26年度の助成金総額の予算規模は「松戸市協働のまちづくり基金」へ積み立てる寄附金の額に応じて変動します。

4月に市民活動助成金の交付申請の手続きを行なっていただき、交付申請書を受理した事業について、正式に助成金を交付決定します。

新規に申請された事業については、3月末頃に開催する事業事前説明会にて、今後の手続き、事業の進め方、対象経費の注意点などを説明します。

9. 事業の流れ・スケジュール



10. 市民活動助成事業に関するQ & A

Q 1 市民活動助成制度と協働事業提案制度に申請できる事業の違いは何ですか？

A 市民活動助成制度は、まだ設立して間もない団体や、成長途上の団体が単独で、身近な地域課題の解決のために行なう事業を支援するための補助金制度です。一方、協働事業提案制度では、市と団体とで協議して事業企画を練り、役割分担のもと、事業を実施することになります。

Q 2 市民活動助成制度と協働事業提案制度、両方に申請することは可能ですか？

A 前項のとおり、市民活動助成制度と協働事業提案制度は主旨が異なりますので、同じ内容で二つの制度に申請することはできません。ただし、協働事業提案制度へ提案された事業で、書類選考（1次審査）において不採択となった事業については、事業の規模や内容によりますが、市民活動助成制度へ申請しなおすことが可能です。詳しくは市民自治課へお問い合わせください。

Q 3 申請者の要件とは？

A 基本的な要件は、**2. 申請者の要件** を参照して下さい。
ご不明な点は、市民自治課へお問い合わせください。

Q 4 助成金対象となる対象経費としてどのようなものがありますか？

A 対象となる経費は**4. 助成金額について（1）対象経費**を参照して下さい。
なお、団体の構成員が講師を務める場合の講師謝礼、提案事業の核となる部分を委託する場合の委託費については、対象経費に含みません。その他、対象経費について不明な点は、市民自治課までお問い合わせ下さい。

11. 事業企画書の記入例

年 月 日

(あて先)

松戸市長

住所(所在地)

申請者 団体の名称

代表者氏名

印

市民活動助成事業 事業企画書について

平成26年度松戸市市民活動助成事業へ応募したいので、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 事業名 ○○○○事業
- 2 事業費総額 ○○○, ○○○ 円
- 3 添付書類
 - (1) 団体概要調書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 事業の予算概要

(第6条関係)

団体概要調書

団 体 名		
代表者名		
事務所（連絡先）	〒	
	電 話	Fax
	E-mail	
設立年月日	年 月 日	
規約・会則	※ 別紙添付	
構成員数	人 ※ 別紙添付	
団体の目的		
活動の実績	※これまでの実績及び実績のわかる機関紙等があれば資料として添付してください。	
予算決算規模	今年度予算額 円	
	前年度決算額 円 ※別紙添付	

※ 団体の規約・会則を添付してください。

※ 役員名簿・構成員名簿を添付してください。

※ 今年度予算書、前年度決算書を添付してください。

(第6条関係)

事業計画書

事業名	
団体名	

1. どのような地域課題を解決したいのか、その現状や背景などについても含めて記載してください。

2. 事業を行うことでどのようなことを達成したいのか、どのような成果があるのか、成果目標を記載して下さい。(事業を実施した場合に得られる成果目標は、数値を用いて簡潔に記載して下さい。)

3. 事業内容を具体的に記載して下さい。

・ 事業内容

・ 想定されるスケジュール（事業内容について、具体的な取り組みを下記のとおり記載してください）

	具体的な取り組み	実施体制、対象、場所など
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

4. 助成金終了後、どのような活動に取り組むのかを記載してください。

(第6条関係)

事業の予算概要

【収入】

(単位：円)

科目		金額	積算内訳
団体	〇〇団体拠出金	¥ 5,000	対象事業費の一部を団体の会計より拠出
	寄付金	¥ 5,000	〇〇様より当団体への寄付金
	自己資金合計額 (a①)	¥ 10,000	
	講座参加料	¥ 3,000	300円*10人
	事業費収入額 (a②)	¥ 3,000	
	〇〇団体拠出金(対象外経費分) (a③)	¥ 5,000	対象外経費を団体会計より拠出
	自己資金、事業費収入合計額 (A) = (a①+a②)+a③	¥ 18,000	
	市 市民活動助成金 (B)	¥ 58,800	
合計額 (C) = (A+B)		¥ 76,800	

【支出】

科目		予算額	積算内訳
助成金の交付対象経費	報償費	¥ 20,000	外部講師謝礼 10,000円*2回
	印刷製本費	¥ 20,000	広報チラシの印刷代 2,000部*10円
	消耗品費	¥ 8,000	チラシ、ポスター用紙 2円*3,500枚 50円*20枚
	使用料	¥ 4,000	会場使用料 1,000円*3時間 500円*2時間*1回
	賃借料	¥ 10,000	音響器材使用料 5,000円*2回
	通信費	¥ 4,800	切手代 80円*60人
	保険料	¥ 5,000	行事保険料 500円*10人
	対象経費の合計 (D)	¥ 71,800	
	その他経費	¥ 5,000	食糧費 500円*10人
その他経費の合計 (E) = (a③)	¥ 5,000		
合計額 (F) = (D+E)		¥ 76,800	

【チェック項目】

- 1 助成金 (B) が、対象となる経費 (D) 欄の90%以内であること。
- 2 自己資金 (a①) 欄が、「対象経費 (D) 欄の10%以上」であること。
- 3 自己資金 (a①) 欄が、「対象経費 (D) - 事業費収入額 (a②) - 市民活動助成金 (B)」と同額となること。
- 4 助成金 (B) が、1事業あたり10万円以内であること。
- 5 対象経費については、必ず証拠書類を添付すること。

12. 平成25年度市民活動助成事業（参考）

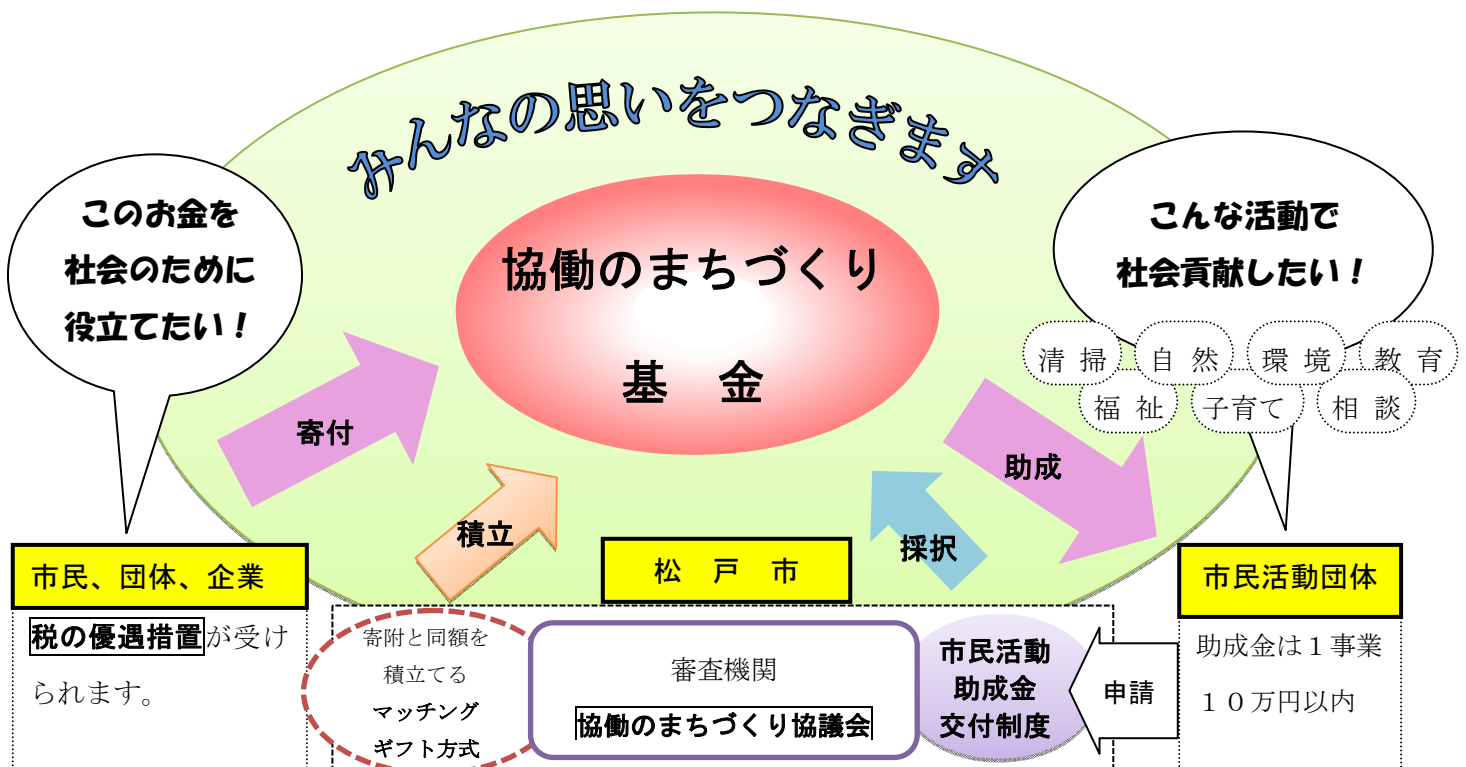
平成25年度の市民活動助成事業では、次の4事業を実施しています。

NO	団体名	事業名	総事業費	助成金額
1	エデンの園科学教室	科学教室事業	200,000円	100,000円
2	栗ヶ沢中学校地域防災委員会	自主防災告知事業	150,000円	100,000円
3	NPO法人まつど自閉症センター	自閉症・発達障害児者のための療育 パンフレット作成事業	160,000円	100,000円
4	NPO法人Emiの樹ダイエツト フロンティア	介護する人をリフレッシュさせてあ げたい事業	172,000円	100,000円

松戸市協働のまちづくり基金

この基金が、まちを明るく元気にする市民活動を応援する

「市民活動助成制度」の原資となっています。



助成対象となる市民活動を毎年度募集しています。なお、募集のあった事業は、公開審査を経て採択候補となり、予算成立後に実施を決定します。

平成25年度実施分として採択された事業は4事業です。

詳細は、ホームページなどをご覧ください。